

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部

法制監察課

号外第33号 令和7年10月1日発行

目 次

は県例規集登載

【企業管理規程】

番 号 担当課名

1 2 徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及 び休暇に関する規程の一部を改正する規程

【企業局訓令】

番 号 担当課名

6 徳島県企業局職員服務規程の一部を改正す

る訓令

【人事委員会規則】

番 号 担当課名

退職手当の支給に関する規則の一部を改正 する規則

徳島県企業管理規程第十二号

徳島県企業局企業職員の勤務時 ように定める 間、 休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を

和七年十 月 Ħ

徳島 県企業局 長 間

徳島県企業局企業職 員 \mathcal{O} 勤務時 間 休 日 及 び 休暇 E 関する規 程 0 __ 部を改正する

業管理規程第二号)の一部徳島県企業局企業職員の を次数 \mathcal{O} のように改正さい。 す び る。 に 関する規程 (昭和四十一年徳島 県 企

第 お めに る一 該当する場合は、 第二条第一項の表中「 一項」の下に「又は第七項」を加え、同条に次の三項を加える。 て読み替えて準用する第五項の規定によるものを除く。 時間)」を加え、 同項の規定に基づき局長が別に定めるところにより休憩時間とし 同条第四項中「割 午後一時まで」の下 よるものを除く。)」を加え、同条第五項中「り振らない日」の下に「(第七項及び第六項に 12 \neg (第四条第二項第二号又は第三号 」を加え、 \mathcal{O} て定

- 6 する。 前い て特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。前項の規定は、職員に第七項の規定により勤務時間を割り振らな 項中 週休 日に」とあ るのは、「勤 一務時間を割 り振らな い日に」と読み替えるも この場合にない日とされた おた レい日 に 7 \mathcal{O} لح
- つだ 務時間を割り振らない日を設け 項に規定する勤務時間となるように、 局長が定める期間 ることが公務 ほ が定めるところにより、 はかに当該職員局長は、職員 いて、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振し、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、 いて同じ。)には、職員(局長が立 員 の運営に支障がないと認める場合には、 の勤務 (以下この項にお 時間 たついて、電力のでは、 職員の申告を経て、 を割 り 振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割職員の申告を考慮して、第四項の規定による週休員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以 又は当該職員 いて「単位期間」という。)ごとの期間につき第一を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として 第四項の規定による週休日のほかに当該職員の勤 勤務時間を割り振るものとする。 の勤務時間を割り 第一項の規定に 単位期間ごとの期間 振ることができる。 かかわらず、 局長 り振 日 下 にた \mathcal{O}
- 8 時間の割振り等の基準に適合するように行員ごとに定める勤務時間とし、当該職員の 定める休憩時間とする。 前 項の規定 の適用を受ける職員の 勤務時間に 行われた当該党休憩時間に うい ては 職員いつい 同項 ては第四条 カン 5 の規定によ $\bar{\mathcal{O}}$ 申告を考慮 小の規定に り局長 して局長が が 治該

第四条第二項を次 のように改 $\hat{\mathscr{D}}$ る。

- いことその他 局長は、 次に掲げる場合には の休憩時間の基準につい は、局長の て別段の定めをすることができる。 定めるところによ *b*, 休 憩時間を一斉に与えな
- 職務 の特 殊性 又は当該公署の特殊の必要があるとき
- 職員 \mathcal{O} 健 康 び福祉に 重大な影響を及ぼ 又は能率を甚だし Š 阻害するとき
- から \mathcal{O}

ら \bigcirc 職員を 項中「のある職員」の下に「(第二条第七項の規定に申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき を加 え、 同 \mathcal{O} 条第二項中 (第二条第七項の規定により勤務時間 以下この 項及び 次 条第四 [項] を を割 次

とあるのは 生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。 要介護者のある職員が局長が定めるところにより」を「「第十一条第一項に規定する日常 「」に改める。 「のある職員が局長が定めるところにより当該子を養育する」を削)」と、「当該子を養育する」 Ď,

「同項」を「前項」に改める。 同条第四項中「第一項及び第二項」を「前三項」に改め、「とあり、並びに前項中「三第四条の三第三項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め 歳に満たない子のある職員が局長が定めるところにより当該子を養育する」」を削 り、

第十一条第一項中「定める者」の下 第五条の二中「若しくは第五 」の下に「(第十三条の三第一項において「馭項」を「、第五項若しくは第七項」に改める。 配配

 $\overline{}$ 」を加える。 『偶者等』

第十三条の次に次の三条を加える。

第十三条の二 ない。 二十五条第 この項にお **ト三条の二** 局長は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年徳島県条例第六号)第(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) いて 一項の措置を講ずるに当たつては、同項の規定による申出をした職員(以下 (甲出 職員」という。 \smile に対して、 次に掲げる措置を講じなけ れ ばなら

- 申出職員の仕事と育児との 両立に資する制度又は措置(次号におい 7 出 生時 両 4
- 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 出職員の意向を確認するための措置 「請求等」とい . う。 に係 る
- 生し、 の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 の状況又は育児に関する申出職員の家庭の 職員の育児休業等に関する条例第二十五条第 又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立 状況に起因して当該子の出生の日以後に発 一項の規定による申出に係る子 の支障となる事情 の心
-)に対して、局長が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない 局長は、三歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「 対象職員」とい う
- 支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号にお VI 7 「育児期 両 4
- 障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員 に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 の意向を確認するため の措置 立の支の状況
- たつては、当該意向に配慮しなければならない。 第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項 \mathcal{O} 取

(配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員等に対する意向確 認等)

第十三条の三 を申し出たときは、当該職員に対して、 下この条及び次条において 介護両立支援 職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況 制度等の 「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措 求等に係る当該職員 の意向を確認するた)その他の事項を知らせる に至つたこと \Diamond 面 置 |談そ 议

の他の措置を講じなければならない。

2 十三条の四 局長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにする(勤務環境の整備に関する措置) 規定する事項を知らせなければならない。 局長は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、 前項に

第十三条の四 次に掲げる措置を講じなければならない。 (十三条の四) 局長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、

- 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 三二
- その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

- 改正後の徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の規定この規程は、公布の日から施行する。 附 則 (第十
- 三条の二の規定を除く。)は、 令和七年四月一日から適用する。

徳島県企業局訓令第六号

般

令和七年十月一日徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

徳島県企業局長 間 基 彦

に改正する。 徳島県企業局職員服務規程(昭和四十一年徳島県企業局訓令第二号)徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令 \mathcal{O} 一部を次のよう

ただし、同条例第四条第五項の規定により口頭により命ずる場合は、第十条第一項に次のただし書を加える。 この 限 り で な 11

する超勤代休日、休日並びに」に改める。する同条第五項の規定に基づく勤務時間を割り振らな の勤務時間、 第十条第三項中「をもって」を「により」に、 休日及び休暇に関する規程第二条第七項及び第六項において読み替えて準用項中「をもって」を「により」に、「休日及び」を「徳島県企業局企業職員 い日、 同規程第十四条第二項に規定

第十四条第一項中「請求する」を「請求をしようとする」 に改める。

を「運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む。第三十二条の見出しを「(運転免許の確認等)」に改め、同条第一項中「原本に四 に改める。 第三十二条の見出しを「 「免許証の」を「運転免許の」に改め、 同条第二項中 「運転免許証」を 「当該運転免許 に限 る。

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 改正後の徳島県企業局職員服務規程の規定は、 令和 七年四月 一日から適用する。

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月一日

千代子

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

印

第12条第1項 職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に を被告として(被告を代表する者は)提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

EΠ

第14条第1項 職員の退職手当に関する条例 第14条第2項 は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に を被告として(被告を代表する者は)提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

様式第二十三号から様式第二十八号までを次のように改める。」を「宀丼、」に、「丼丼丼、」を「丼丼丼、」に改める。様式第二十二号の備考中「、・」を「´・・」に、「艸枠、」を「艸枠、」に、「宀丼、

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

ED

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を 差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、

に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

(退職をした者の氏名)						
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)		
(退職年月日)	年	月	日		年	月

様式第23号(裏面)

(退職時の給料月		<u></u>	円 号俸)
	相	X AVX	5件)
	(退職時の給料月	(退職時の給料月額) (略	(退職時の給料月額) (職 級

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給される。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、 判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合 を除く。)
- 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合
- 備考 1 には審査請求をすべき行政庁を、 には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を代表 する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

印

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を 差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、

に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

(退職をした者の氏名)						
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)	<u></u>	
(退職年月日)	年	月	日		年	月

(退職時の勤務公署又は事務所)				
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)		4 π	円
	(職	級	号俸) ———
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生す	*ると認める理由)			
(思料される犯罪に係る罰]条:)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給される。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無 罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、 判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合 を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する 条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はそ の公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定によ る処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合
- 備考 1 には審査請求をすべき行政庁を、 には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を代表 する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

印

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を 差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、

に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

(退職をした者の氏名)						
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)		
(退職年月日)	年	月	日		年	月

様式第25号(裏面)

(退職時の勤務公署又は事務所)				
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)	職	級	円 号俸)
(支払差止処分の理由)				

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給される。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無 罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、 判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合 を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する 条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はそ の公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定によ る処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合
- 備考 1 には審査請求をすべき行政庁を、 には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を代表 する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

EΠ

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を 差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、

に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

(退職をした者の氏名)						
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)	<u></u>	
(退職年月日)	年	月	日		年	月

(退職時の勤務公署又は事務所)					
(退職時の職名)	(退職時の給	——— 料月額) () 職	級	円 号俸)
停職等処分					

伊職寺処分 を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由) 懲戒免職等処分

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給される。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無 罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、 判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合 を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する 条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はそ の公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定によ る処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合
- 備考 1 には審査請求をすべき行政庁を、 には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を代表 する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
 - 3 不要の文字は、削除すること。

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

EП

職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を 差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、

に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

(退職をした者の氏名)						
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)		
(退職年月日)	年	月	日		年	月

様式第27号(裏面)

(退職時の勤務公署又は事務所)				
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)	職	級	円 号俸)
(支払差止処分の理由)				

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給される。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無 罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、 判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合 を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する 条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はそ の公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定によ る処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当 等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合
- 備考 1 には審査請求をすべき行政庁を、 には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を代表 する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

印

職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を 差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、

に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

(退職をした者の氏名)						
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)		
(退職年月日)	年	月	日		年	月

(退職時の勤務公署又は事務所	•)				
(退職時の職名)	(退職時の約	合料月額) () 職	級	円 号俸)
	**************************************			_	

を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由) 懲戒免職等処分

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給される。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無 罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、 判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合 を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する 条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はそ の公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定によ る処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当 等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合
- 備考 1 には審査請求をすべき行政庁を、 には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を、 には取消しの訴えの被告とすべき者を代表 する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
 - 3 不要の文字は、削除すること。

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

EΠ

職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当 等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に を被告として(被告を代表する者は)提起することができる(なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

様式第三十号の表面を次のように改める。」に、「峨や、」を「峨や、」に改める。様式第二十九号の裏面中「、〇〇」を「、〇〇」に改め、同様式の備考中「、 を「

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

印

第15条第1項 職員の退職手当に関する条例 第16条第1項 手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に を被告として(被告を代表する者は)提起することができる(なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

第15条第1項 (職員の退職手当に関する条例 第16条第1項 の規定により控除される失業者退職手当額)

様式第三十二号の表面を次のように改める。様式第三十号の表面を次のように改める。に、「みりては、」を「みりては、」に、「かめ、」を「から」に、「かめ、」を「かめ、」に、「がめ、」を「かめ、」に、「がめ、」を「から」に、「がら」に、「がら、」を「がら」に、「がら、」を「がら」に、「がら、」を「がら、」に、「がら、」を「がら、」に、「がら、」を「がら、」に、「がら、」を「がはがいる。

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

印

第17条第1項

職員の退職手当に関する条例 第17条第2項 の規定により、既に支払われた一般の退職 第17条第3項

手当等の額に相当する額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に を被告として(被告を代表する者は)提起することができる(なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

第17条第1項

(職員の退職手当に関する条例 第17条第2項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第17条第3項

様式第三十三号の表面を次のように改める。、」を「外州奸、」に改める。様式第三十二号の備考中「、」を「^」 を「、 اڭ آ 「者を,」や「者を、」リ′「文字は

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

印

第17条第4項 職員の退職手当に関する条例 第17条第5項 手当等の額に相当する額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に を被告として(被告を代表する者は)提起することができる(なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

金

円

(職員の退職手当に関する条例

第17条第4項 第17条第5項

の規定により控除される失業者退職手当額)

この規則は、公布の日から施行する。
附別に、」を「外がは、」に改める。 を「、 اڭ -「者を、」や「者を、」に、「文字は